

アザリー飯田キッズスクール会員規約

第1章 総則

第1条（名称及び所在）

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブキッズスクール」（以下アザリーキッズとする）といい、アザリー飯田フットボールクラブ（以下アザリー飯田とする）の下部組織団体とし、主たる事務局を飯田市に置く。

第2条（目的）

アザリーキッズは、これからの将来を担う幼児のサッカーへの興味・関心さらに運動能力の向上を目指すと共に、健全な心身の育成と発達を図る。また選手相互の親睦に努めることとし、地域にキッズ年代のサッカーの普及を通じて貢献することを目的とする。

第2章 会員

第3条（構成）

アザリーキッズは以下の選手で構成される。U-6（年長）、U-5（年中）の心身共にサッカーを行うことに適した者で構成される。

第4条（選手のモラル）

アザリーキッズに所属する選手はアザリー飯田が定める各種規約等を遵守する。なお、守らない場合は退会を含めた処分とする。

第5条（入会手続き）

アザリーキッズに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したときにアザリーキッズの会員となるものとする。

尚、体験練習は原則1回とし所定の体験練習申込書に必要事項を記入して参加する。その際の保険加入は義務とする。

第6条（退会）

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。（退会届はクラブ所定の書式のものを使用する）また、前期または後期で途中退会する場合、クラブ会費の返却はしないものとする。

第7条（チーム編成）

会員はアザリーキッズが設定するカテゴリーに所属するものとする。原則、当該年齢以上への所属は原則しないものとする。

第8条（練習日等の変更）

天候、会場やアザリーキッズの都合等により、練習が困難になった場合、アザリーキッズは代替日を設定して練習を補完する。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、天候、会場やアザリーキッズの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。

第9条（除名等）

アザリーキッズは、会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。

- a. クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. アザリーキッズの会則やモラルを著しく逸脱し改善する意思を見せない場合
- c. アザリーキッズの運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけたりした場合
- d. アザリーキッズの練習において、無断欠席が3ヶ月続いた場合

第3章 会計

第10条（クラブ会費）

アザリーキッズのクラブ会費は次に掲げるものとする。

a. 年会費

5,000円

年会費の内訳は、個人持ちユニフォーム及び運営諸経費等とする。

b. 月会費

無料

第11条（会費の納入）

年会費は入会、継続の申込時に納入するものとする。

第4章

第12条（保険）

会員は、スポーツ保険に加入する。尚、保険料はアザリーキッズが支払うものとする。加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。（HPにも掲示）

第13条（責任）

アザリーキッズ活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

第5章

第14条（附則・改正）

附則 この規約は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。